公益社団法人八幡浜市シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人八幡浜市シルバー人材センター (以下「センター」という。) の会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

- 第2条 センターは、公益社団法人八幡浜市シルバー人材センター定款の目的 に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業 の機会を提供し、相互共助・共同の実りをあげようとするものである。
- 2 会員は、就業に当たって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の 理由で差別的取扱を受けない。

第2章 就業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受け、センターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

- 第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事 の配分手順、作業時間、完了予定日及び配分金等について打合わせを行い、 就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものと する。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。
- 2 会員は、就業報告書(訪問介護にあってはサービス確認票及び訪問介護日誌、軽度生活支援にあっては家事援助サービス事業記録簿をいう。)を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締結期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康及び能力に応じた就業及び安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛 生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康及び能力に応じた仕事を提 供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

- 第6条 会員は、就業に当たり相互に次の点に留意することとする。
 - (1) センターから提出された仕事について誠実に履行するよう努力すること。
 - (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに 届けること。
 - (3) 就業上知り得た機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと。
 - (4) 就業に当たっては、安全衛生上の確保に万全の注意を払い、災害発生 の防止に努めること。
 - (5) 就業に先立ち仕事の内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならないこと。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

- 第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、第2章の就業に関する規定に加 え、次の点に留意することとする。
 - (1) 就業会員は、その中からリーダー(世話人・班長)を互選する。リーダーは、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携、発注者との打合せ等につき、センターに協力すること。
 - (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い、協力すること。
 - (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう共同責任分担 の精神をもって努力すること。
 - (4) 就業会員が就業中、けがをし、若しくは身体の健康状態が異常となる 等又は第9条に相当する事故が発生する等の不測の事態が発生したとき は、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡 を行う等の応急の措置をとるようにすること。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中等における死傷病については、「シルバー人材センター団

体傷害保険」の約款の定めるところにより、保障されるものとする。

2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容をセンターに届けて指示に従うこととする。

第5章 損害保険

(損害保険)

- 第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、会員の自己負担額は「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款における免責金額の額とする。
- 2 会員の故意又は重大な過失による賠償責任又は自動車の所有、使用及び管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第6章 福利厚生

(福利厚生)

第10条 センターは、会員の健康及び福利並びにその生活感の充実のため、 レクレーションその他の活動に対する福祉的措置を行うものとする。

第7章 雑則

(規約の改廃)

第11条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附則

この規約は、平成23年5月2日から施行する。

